

宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、宇都宮ブランド戦略に係る「ロゴマーク」の使用に関して定めるものとする。

(種類)

第2条 宇都宮ブランド戦略に係るロゴマークの種類は下記のものとする。

- (1) UP (宇都宮プライドロゴマーク)
- (2) 住めば 愉快だ 宇都宮 (ブランド・メッセージロゴマーク)

(対象)

第3条 各種事業・媒体・製作物等に、ロゴマークを使用する場合とする。

(使用申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望するものは、宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用許可申請書(様式第1号)を「宇都宮ブランド推進協議会会長」(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係以外(機関紙や地域広報紙など)で、会長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) その他、会長が定める場合

(使用許可)

第5条 会長は第4条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
2 会長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付すことができる。

(許可基準)

第6条 会長は、第4条の規定による申請について、次の各号に該当する場合はロゴマークの使用を許可する。

- (1) 宇都宮ブランド戦略に寄与するもの
- (2) 本市を広くPRしようとするもの
- (3) 本市のイメージアップを図るもの
- (4) 市民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
- (5) 広く市民・住民等が参加できるもの

(使用許可の制限)

第7条 会長は、第4条の規定による申請について、次の各号に該当する場合はロゴマークの使用を許可しない。

- (1) 選挙活動又は宗教活動に使用するとき
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (3) 有料販売する製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額となるもの
- (4) その他、許可するものとして不適切でないもの

(遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用するにあたり、下記の各号を遵守すること

- (1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと

(使用内容の変更等)

第9条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用変更許可申請書(様式第1号)により会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更申請について適当と認めたときは、宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用変更許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用状況の報告)

第10条 有料の事業及び製作物等に使用したものは、宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用状況報告書(様式第3号)により前年度の実績を報告しなければならない。

(使用の終了)

第11条 ロゴマークの使用を終了する場合は、宇都宮ブランド戦略ロゴマーク使用終了報告書(様式第4号)により報告をするものとする。

(使用許可の取消)

第12条 会長はロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第13条 ロゴマークのデザインの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第14条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第15条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則 この基準は平成21年 4月24日から施行する。

附則 この基準は平成21年11月 1日から施行する。

附則 この基準は平成23年 5月14日から施行する。

附則 この基準は平成24年 5月27日から施行する。

附則 この基準は平成26年 4月 1日から施行する。